社説

臺灣の幣制を一定す可し

幣制改革後臺灣にも内地と同樣金貨本位を實施す可きや否やは世上の一問題にして今日に至るまで種々の議論なきに非ず其決定如何は固經濟上の盛衰に直接の關係ある所なるに政府は之に對して確乎たる處置を施さず値に昨年十月の勅令を以て當分の内一定の極印を施せる圓銀を以て政府の出納に用ふるを得る旨を公布したるに過ぎず要するに一時の姑息策にして其真意を云へば臺灣の土民が銀貨を珍重するの結果、地金として市場に賣出さんよりは極印を施し時價にて同樣に流通せしむる方利益あるを以て緊要のある限りは圓銀を放出して處分の困難を免かれんとするに外ならざる可し一旦極印を施す時は圓銀は地金と同樣なれば再び内地に歸來して金貨と引換ふる能はざるは勿論にして昨今は手圓に付き千三十七枚の割合にて政府の出納に使用せらるゝ由なれども之を所持する者より見れば本來政府の公納に充つる外に法律上の保護なく且つ其場合にも金貨に對する時價に據る可き定めなれば其價格が常に動搖して授受の間に非常の危險を免かれざるのみならず若しも今後圓銀の時價が千三十七枚以上に下落する事もあらんには千三十七枚の割合にて之を得たる人民は政府の爲めに非常の損失を被むりと爲し其通用に圓滑を欠くに至るは明白の成行なり斯る不完全の制度を實施するは取りも直さず臺灣をして幣制の最も幼稚なる量目制の下に置き實物經濟に近き境遇に陷らしむるものにして經濟上の發達には此上もなき障害と云はざる可らず寧ろ内地と同樣金貨本位を實施して幣制の統一を謀るみを至當の處置にして斯の如くすれば當に帰地の人民をして安全に貨幣を授受せしむるを得るは勿論内地の資本家が資本を放下して殖産興業を企つるにも又政府が歳計の不足を補ふに當ても計算の標準は總て一定して官民の便利は今日の比に非ざる可し甚だ明白の事實なるに當局者が尚ほ此邊の決斷を施さゞる其口實は從來臺灣に流通する貨幣は銅錢の外墨銀香港銀を始め重に銀貨にして土人は金貨の運用に慣れざれば其流通上に非常の不便を免かれ難しと云ふにあれども同樣の事情に通ずる者の説に據れば土人は決して金貨の貴きを知らざるに非ず寧ろ貴きに過ぎて日常流通するを勿論なしとするの態なるに非ずと云ふ今日好んで銀貨を受授するは要するに多年因襲の然らしむる所にして實際己れの受取りたる金貨を以て市場に於て銀貨なり銀塊なり隨意に引換ふるを得るみと自由なりとあれば金貨の流通に困難を見るの理由ある可らず殊に内地との交通頻繁を告ぐるに從ひ兌換券が次第に信用を得て流通の區域を擴めんには金貨本位の實施は決して難事と云ふ可らず或は臺灣には年々製茶製糖の季節に際すれば支那地方より多數の勞働者渡來して勞役に服し帰備の時に正貨を持歸るの常なれば若しも金貨本位を實施せんには金貨流出の勢を助長する掛念あるとの説なきに非ず當局者が斷行に躊躇するも此一點にも多少ならんなれども是れは要するに一部局の事にして支那の勞働者が製出する諸般の産物は外國に輸出して輸出超過の勢を維持し正貨の流入を促すを得る次第なれば多少の金貨を勞働者に持去らるゝとするも毫も憂ふるに足らず眞に憂ふ可きは今日の如く政府が臺灣の幣制を曖昧にし動もすれば銀貨本位の蔭に隠れんとするの結果、經濟上の關係は内地に疎にして却て支那と親しみ統治上に面白からざる影響を及ぼすの一端に在り當局者は昨今頻りに同樣の幣制に就て調査中の由なるが内地と同樣に金貨本位を實施するの外に妙策なきは勿論姑息の小策は却て今日の弊害を助長するに過ぎざる可し我輩が當局者に決斷を望む所以なり

郵便貯金奬勵法を斷行すべし

近頃其筋にては郵便貯金の奬勵法を設けて貯金の增加を謀らんとするの機起り目下其方法の利害に就て調査中の趣き洩聞の實驗に徴すれば郵便貯金の利金中政府の所得に歸す可きものは其取扱費を差引きて凡そ一ケ年に三萬五千圓乃至七萬圓位の額に上るみとわりと云ふ此金額を以て貯金の預入及び引出方を改良し又預け人に便利を與ふるが如きも確に貯金奬勵の一法に相違なけれども其改良は寧ろ政府が費用を惜まずして當然爲すべき筈の事にて貯金の必要は細民個々の小錢を集めて一廉の資本と爲すに在り當節の如く職工其他勞働者の手に入る錢の多き時は貯金の金額增加す可き筈なるに職工等の習慣として得れば圓て散じ所謂宵越の金を遺はざるの氣風のみ增長せる其結果は物價の騰貴にも與つて力ある次第なれば兎に角今日の如き彼等の所得自から多き時を最も貯蓄に便利なる術にみそあれば現に白耳義國に行はれ居る郵便貯金の奬勵法の如きを採用するは目から一法なる可し當局者の考案なりと云ふを聞くに同法は抽籤を以て預け人に倍數の金額を與ふるの規定なるが之に要する行費旁賞金の抽籤法を參酌して例へば五圓以上六ケ月餘預け居るものは前の割合を以て五圓毎に一口と勘定し二十口と爲して口數を定め郵便貯金より得たる純益金を奬勵金として一番籤には一萬圓、二番五千圓、三番千圓、四番五百圓、五番以下百圓の數十本を右の口數總百萬に抽籤せしめて當籤者に與ふる趣向なりと云ふ

右の方法は或は遠了して富籤賭博のものなりとの反對もあらんかなれども富籤何故に不可なるや況んや右の奬勵法は貯蓄の富籤とは自から性質を異にして多數に損害を與へて少數に利せしむるものに非ず多數の預け人は平等一樣に貯金に對する利子を得るのみならず籤番號の心に騙られて餘儀貯金したるものは不幾の必要に應じて何時も引出すみとを得るは自から此法の特色にして勞働者の貯蓄心を奬勵するには最も便利の方法なるに於てをや我輩は政府が速に其法を斷行せんみとを望ひものなり

時事小論

多額納稅議員互選者の數を增す可し

兼議院議員の選擧權を擴張するに付ては貴族院多額納稅議員互選者の數をも增加して主當なる可し一府縣下十五名と定めたるは何を標準としたるや知る可らざれども人物を得るには範圍の廣さを要す智識は必ずしも財産に伴はず否な寧いよ〳〵多くして智いよ〳〵欠乏するみを今日の事實なれば貴族院は人材を入るゝの一法として互選の範圍を廣くするみと肝要なる可し

日本鐵道機關手同盟罷工

日本鐵道の機關手同盟罷工したる爲め列車の運轉を中止したりと雖近來の珍事なり會社の不行届か機關手の驕奢か曲直は何れにあるや知る可からざれども鐵道は社會の公器なり運轉休止の爲めに損害を蒙るものは獨り會社のみに非ず幾千萬の旅客も迷惑し貨物を送るものの受取るもの亦みな困却せざるはなし萬一此社會病が廣く傳染するみとあらんか其弊害擧げて數ふ可らず會社の局に當るものは豫防に注意す可きは勿論にして事を企つるもはもの亦實際の經驗からざるを察せざる可らざるなり

極印付圓銀の通用禁止

朝鮮政府は今回極印付圓銀の通用を禁止したるよし朝鮮には適當の貨幣なきが爲めに今日まで之を用ひ來りし次第なるに今突如として其通用を禁止するに於ては貿易上に不便少なからざるみとならん左れば圓銀に代はる可き貨幣を製するは勿論にして或は露韓銀行より一種の貨幣を發行す可しと云ふ即ち日本貨幣に代ふるに露貨を以てするものにして此日露貨幣の交替は正に半島王國に於ける兩國勢力の消長を示すものと云ふ可し長するものはいよ〳〵長じて縮むものはいよ〳〵縮む何れの途に至て底止するか我輩の觀察に苦む所なり

製陶業を大仕掛にす可し

我製陶業は何れも小仕掛にして五六萬圓の資本を以て營業するものは稀なりと云ふ全國陶器の產額は四百八十餘萬圓にして製造家の數は五千ありとのみとなれば一製造家の產額は年に九百六十圓に過ぎず亦以て大資本の乏しきを知る可し斯の如く小さく分立するときは一時に同じ品物の注文に應じ難きのみならず技師を雇ひ又は改良の爲め種々の試驗を行ふの餘力もなくして詰り斯業の發達を害す可し小製造家を統一するか或は別に大資本を投じて今少しく大仕掛に營業するみと大切なる可し

○犯罪の美術（廿三）

醒峰　譯

寶石と聞いて、驚ける色ある伴を、實村は斜視に、「ア、寶石で遊つたのだよ。君はちよいと不思議に思ふだらうが、それは未だ義の蒐集を知らないからだ。僕は類に、寶石を集めるのが好きでサ、此處の金庫にだけも、僕れ是れ五十萬圓がものは、入れてある。だから一時、一萬圓と云ふ金の、持ち合はせが無いからと言つて、ダイアモンドの指輪を、三箇も嵌てる氣にもも、もうは無論なのだ。卓子を「ときに君たのを、僕樣を深めは多分、分だと、君つて居る。

成れば、手紙を附て行けば、斯うでも か。だから は、その て、內地に よ。」

「へ、エ、 君は、宜い 化分りに 苟にも、 のが、約束 慌のみと は、 「左樣さ、 みとはな 去の持つて 仕錄つた